

## 盛岡市学校情報システムクライアントPC等賃貸借プロポーザル審査要領

### (目的)

第1 本要領は、盛岡市学校情報システムクライアントPC等賃貸借プロポーザル（公募型）に応募のあった企画提案に係る評価方法及び受注候補者（優秀提案者）の選定方法について定める。

### (評価方法)

第2 受注候補者の選定に係る評価は、提出された参加申込書類、企画提案書類、プレゼンテーション内容から、企画提案の実現性及び妥当性等について、別表1の評価基準及び評価区分により実施する。

### (審査員)

第3 参加資格審査及び指定様式評価は学校教育課学校情報室担当者が第4に定める方法により評価を行う。

企画提案書類及びプレゼンテーション評価（2次評価）は、教育部長、教育次長、学校教育課長及び学校情報室長で構成する審査会において第5及び第6に定める方法により評価を行う。

### (参加資格審査及び指定様式評価)

第4 参加申込書類により参加資格審査及び指定様式評価（1次評価）を実施する。

### (一次審査)

第5 企画提案が5者を超えるとときは、指定様式評価（1次評価）及び企画提案書類評価（2次評価（提案書））による一次審査を実施し、評価点の高い上位5者を二次審査対象とする。

なお、企画提案者が5者以下の場合、一次審査は実施せず、参加資格を有する全ての企画提案者を二次審査対象とする。

### (二次審査)

第6 前項により二次審査対象とした企画提案について、指定様式評価（1次評価）並びに企画提案書類及びプレゼンテーション評価（2次評価）により二次審査を実施する。

### (選定方法)

第7 二次審査は審査会委員の配点により行う。配点は別表2のとおりとし、審査会委員の人数に100点を乗じた点数を満点とする。なお、出席した選定委員の人数に60点を乗じた点数に満たない提案は失格とする。

審査会委員は、合計得点により受注候補者の順位をつける。合計得点の上位3者まで順位得点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）を配点する。

順位得点が高い者から優秀提案者及び次点者を決定する。最高得点者が2者以上あった場合は、2次評価点が高い者を上位とする。それでも優秀提案者が決定しない場合は、審査会の委員の協議により決定する。

(別表1)

評価項目		評価基準	評価区分
1. 参加申込書類	指定様式	指定様式の記載内容による評価を行う。実績，技術者の能力等を評価する。	資格審査 1次評価
2. 企画提案書類	技術提案書	技術提案書の記載内容による評価を行う。業務内容を十分把握したうえで有効な提案を行っているか等について評価する。 ・実施方針 ・実施体制 ・ハードウェア及びソフトウェア構成（運用保守含む。） ・運用支援業務構成 ・機器の移行，導入要件 ・情報セキュリティ対策 ・その他の提案事項	2次評価 (提案書)
	工程計画	工程計画の妥当性について評価する。	
	見積書	業務コストの妥当性を評価する。	
3. 全体評価	プレゼンテーション等	技術提案書全般の評価を行う。技術提案書全体，プレゼンテーションの内容等を評価する。	2次評価 (プレゼンテーション)

(別表2)

	評価項目	評価項目	配点	評価のウェイト
【1次評価】	指定様式評価	実施体制	14	14.00%
	指定様式の記載内容による評価を行う。実績、技術者の能力等を評価する。			
【2次評価】	企画提案書・プレゼンテーション評価	実施方針	6	6.00%
		実施体制		
	技術提案書の記載内容による評価を行う。業務内容を十分把握したうえで有効な提案を行っているか等について評価する。	ハードウェア及びソフトウェア構成（運用保守含む。）	18	18.00%
		運用支援業務構成	18	18.00%
		機器の移行，導入要件	6	6.00%
		情報セキュリティ対策	4	4.00%
		その他の提案事項	10	10.00%
		工程計画	4	4.00%
		企画提案全般	12	12.00%
		見積書	8	8.00%
合計		100	100.00%	